

スポーツクラブ 指定運動療法施設 の月会費が 医療費控除の対象になります



以前の自分

控除の対象となる条件

- 生活習慣病等により、かかりつけ医が運動を行う必要があると判断した方。
- 週1回、8週間以上の継続した運動を行っていること。

※以上すべての条件を満たす必要があります。



メディフィットラボは、厚生労働省指定の「指定運動療法施設」です。



生活習慣病や、腰痛・関節痛といった整形疾患等をお持ちの方で、かかりつけ医の運動療法処方箋に基づき、一定の条件の下でメディフィットラボスポーツクラブを利用された場合、**月会費が医療費**としてみなされ、**医療費控除の対象**となります。

当施設では、令和5年1月より「月会員」を対象に、本取組を実施しています。

メディカルフィットネス

MEDIFIT LAB
メディフィットラボ

山口県山口市小郡令和1丁目1番2号

tel.083-902-2099

メディフィットラボは山口市の指定管理事業です。
スポーツジム運営会社:SSSグループ 山口スイムサービス株式会社

WEBから簡単
入会予約



ホームページから簡単入会予約できます。
<https://ishinhall.com/mfl/>